

岡山県受動喫煙防止対策支援事業費補助金 申請の手引き

※申請前に必ずこの手引きをご一読いただき、必要な手続と、手続に当たっての申請書類、添付書類をご確認ください。

岡山県保健福祉部健康推進課

補助金の交付までの流れ…手引き 6 ページ参照

①申請準備→②交付申請→③交付決定→※④変更申請/決定→⑤事業実施(工事等)
→⑥実績報告→⑦補助金額確定→⑧補助金請求→⑨補助金交付→※⑩仕入控除税額の報告
(振り込み)

※の手続きは、必要な場合のみ。

◎審査など含めて、手続きには以下の日数がかかることが見込まれます。

②～③及び⑥～⑦の審査等……最短で約 20 日程度

⑧～⑨の審査等 ……最短で約 10 日程度

主な内容、注意点

○補助対象について…手引き 2 ページ参照

- ・個人又は中小企業（資本金 5 千万円以下等の会社）の方が対象です。
- ・既存特定飲食提供施設が対象です。
(令和 2 年 4 月 1 日時点で営業している小規模な飲食店)

○補助金の申請から請求に当たっての注意事項…手引き 3～5 ページ参照

- ・交付申請は工事着手の 20 日前までに行ってください。
- ・交付決定後、補助事業に補助金の増額が伴う変更が生じる場合は、変更申請が必要です。
- ・実績報告は、遅くとも令和 3 年 3 月 31 日までに提出してください。
(したがって、工事の完了から書類の作成までに必要な日数を考慮して、工事期間を設定してください。)
- ・補助金の交付は、工事完了後に実績報告書を提出していただいてから、不備等がない場合で、30 日程度で振り込みとなります。

⚠ 注意 ⚠

◎家具備品の交換のみを行う場合は補助金の対象となりません。

◎補助金の交付に当たっては審査があり、要件を満たさない場合等、交付が認められないことがあります。

◎補助金交付は、予算の範囲内で行います。

予算額に到達した場合、申請受付を締め切ることがあります。

1 補助対象

(1) 対象者

岡山県内に所在する*既存特定飲食提供施設の管理権原者で、県税（延滞金を含む。以下同じ。）の滞納がない者が対象となります。

(2) 対象施設

既存特定飲食提供施設であって、過去に当補助金の交付を受けていない施設が対象となります。

◎既存特定飲食提供施設 とは？

以下の①～③すべてを満たす飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設のこと。

①令和2年4月1日時点で営業していること。

②個人又は中小企業（資本金5千万円以下で次のア又はイに該当しない会社）が経営していること。

ア 一の大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5千万円を超える会社）が発行株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社
イ 大規模会社が発行株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社

③客席の床面積が100㎡以下であること

※客席とは、客に飲食をさせるために利用させる場所のことで、店舗全体から、厨房やトイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース、待合等を除く部分を指します。

(3) 補助要件

次のア、イを満たすことが必要です。（イは該当する施設のみ）

ア 令和2年4月1日以降に施設の屋内の全部又は一部を禁煙としていること。または、事業完了日以降、施設の屋内の全部又は一部を禁煙とすること。

イ 施設の屋内の全部を禁煙とすることに伴い、県が認定する敷地内全面禁煙実施施設に該当することになる場合は、実績報告までに、県の敷地内全面禁煙実施施設の認定申込みを行うこと。

(4) 対象経費

施設の禁煙化又は分煙化に伴う改装として実施する以下の事業。

※喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室（屋内の一部に設置するものに限る）の設置又は改修に係るものを除く。

ア	内装（床・壁又は天井）仕上げ材、カーテンの交換（壁紙、フローリング等）	工事費、備品費 （当該工事等に係るものに限る）
イ	喫煙・分煙のための設備等の撤去	
ウ	ア又はイと併せて行う家具備品の交換（テーブル、ソファ等。食器類、調理器具又は消耗品を除く）	

※家具備品の交換のみを行う場合は補助金の対象となりません。

2 補助率及び補助上限額

補助対象経費の合計額の2分の1（千円未満切り捨て）とし、1施設につき10万円を上限とします。

3 補助金の申請から請求にあたっての注意事項

(1) 事前準備

補助金の申請にあたっては、必要に応じて、事前に工事等の内容及び見積額等について、県の担当窓口（7ページ参照）に御相談ください。

(2) 申請方法

補助事業開始の20日前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次の添付書類を添えて、郵送又は持参にて提出してください。

郵送の場合は、内容についてお問い合わせする場合がありますので、お手元に写しを保管しておいてください。

なお、令和2年4月1日から令和2年5月26日までの間に実施又は開始した補助事業については、令和2年12月28日までに申請してください。

添付書類
ア 事業計画書（様式第2号）
イ 収支予算書（様式第3号）
ウ その他 ① 施設の客席面積のわかる平面図等 ② 見積書や商品カタログ等、補助対象経費がわかる書類（写し可） ③ 事業実施場所の位置図 ④ 事業実施前の写真 ⑤ 当該施設の飲食店営業許可証の写し ⑥ 県税納税証明書 ※当該年度中に発行されたものに限る （県徴収金等の滞納がないこと（完納証明）又は課税なし証明） ⑦ 履歴事項全部証明書（法人の場合） ⑧ 他の補助金等を利用している場合、申請状況等がわかる書類（写し可） ⑨ その他、参考となる資料

(3) 補助金交付決定と事業（工事等）の着手

保健所で申請受付後、県健康推進課で審査を行い交付決定の通知をします。
※事業開始日に交付決定通知が届いていない場合でも、事業の着手は可能ですが、補助金交付の決定を保証するものではありません。
要件を満たさない場合等、補助金が交付されない場合もあります。

(4) 変更交付申請・変更交付決定

交付決定後、補助事業に補助金の増額が伴う変更が生じる場合は、変更申請（様式第4号）が必要です。

変更交付申請を行うときは、交付申請時の添付書類のうち、変更に係る書類のみ添付が必要になります。

変更交付申請も補助金交付決定と同様に、保健所で申請受付後、県健康推進課で審査を行い、変更交付決定の通知をします。

添付書類
ア 事業（変更）計画書（様式第2号）
イ （変更）収支予算書（様式第3号）
ウ その他 交付申請時の添付書類のうち、変更に関するもの

(5) 実績報告及び現地確認

事業完了後、実績報告書（様式第6号）に添付書類を添えて、郵送又は持参にて提出してください。

事業実績報告書の提出時に仕入控除税額が確定している場合は、(8) 仕入控除税額の報告をご参照の上、仕入控除税額報告書（様式第8号）に添付書類を添えて、提出してください。なお、申請者が消費税等の免税事業者である場合は、提出不要です。

※提出いただいた実績報告書の内容を確認し、必要に応じて現地での検査確認を実施することがあります。

<提出期限>

事業完了後30日まで。（令和3年3月31日を超えることはできません。）

※事業完了後に提出する実績報告書の提出期限は、遅くとも令和3年3月31日までとなっていますので、工事の完了から書類の作成までに必要な日数を考慮して、工事の実施期間を設定してください。

添付書類
ア 事業実績書（様式第7号）
イ 収支精算書（様式第3号）
ウ その他 ① 領収書など、補助対象経費の内容及び金額がわかる書類（写し可） ② 補助事業実績写真 （補助事業の実績が確認できる写真を提出すること） ③ 岡山県敷地内全面禁煙実施施設に該当する場合、認定に係る審査結果の通知書又は申込書の写し ④ 交付申請時から変更があった場合、変更内容がわかる書類 ⑤ その他、参考となる資料

(6) 県敷地内全面禁煙実施施設の認定

この補助事業の実施により、県の敷地内全面禁煙実施施設に該当することになる場合、事業完了後から実績報告書の提出までに、岡山県敷地内全面禁煙実施施設の認定又は申込を行ってください。

(7) 補助金額の確定、補助金の請求・交付

事業実績報告書の審査終了後、補助金額の確定通知書を送付します。その際、請求書の様式、口座振替申出書を同封しますので、記入押印と振込口座のわかるもの（通帳のコピー等）を添付して、県健康推進課に送付してください。

補助金の交付（振込）は、不備等のない場合で、請求書提出後2週間程度を見込んでください。

(8) 仕入控除税額の報告

実績報告書提出の時点では仕入控除税額が未確定の場合、確定した段階で報告書を県健康推進課まで直接提出してください。補助金返還相当額がある場合には、補助金を返還していただきます。

※申請者が消費税等の免税事業者である場合は、提出不要です。

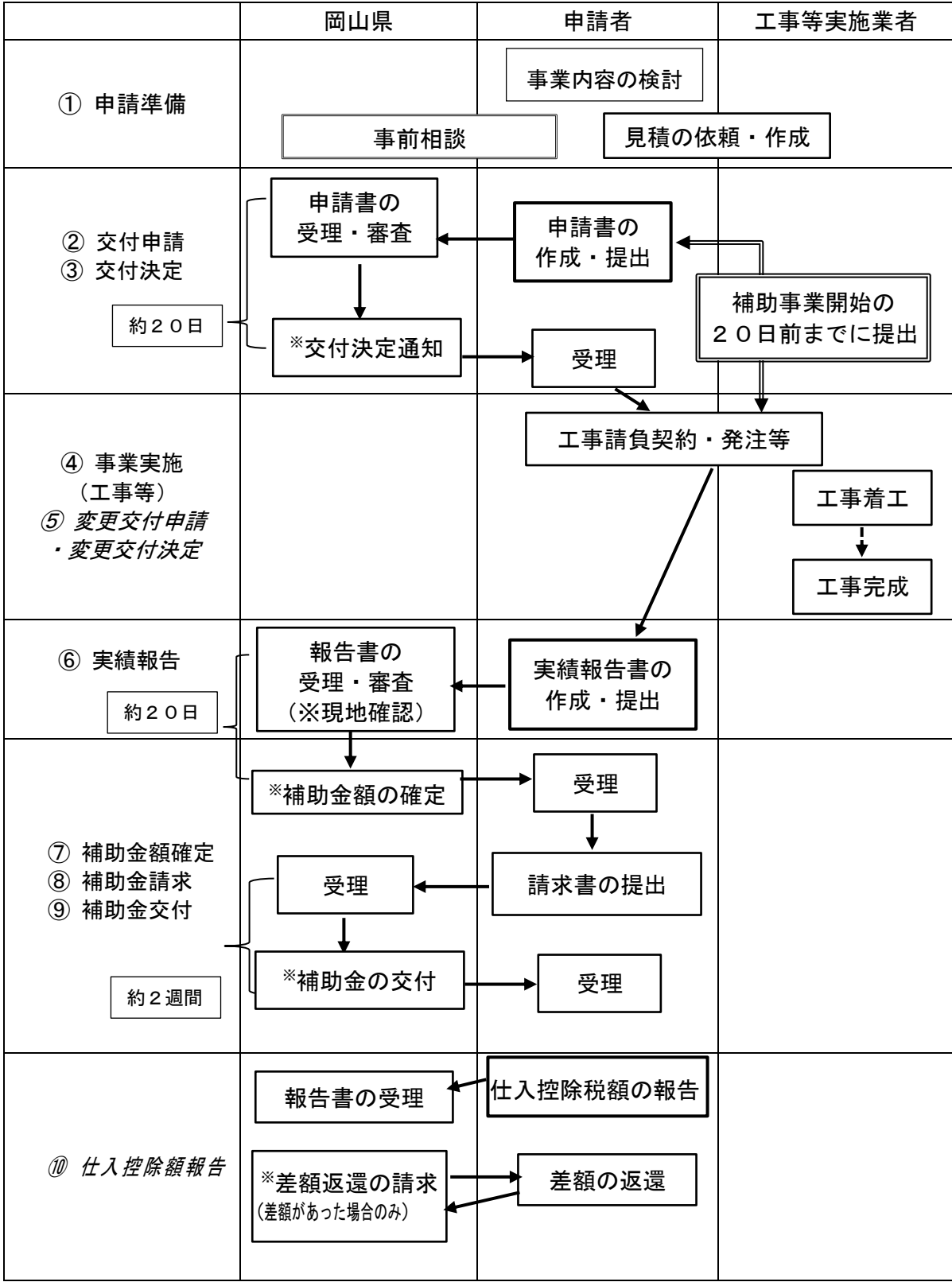
添付書類
○ 消費税及び地方消費税の確定申告の写し等、仕入控除税額の積算の参考となる資料

(9) 喫煙可能室設置施設の届出について

本事業実施にあたり屋内全体を禁煙とせず、喫煙可能室を設置する場合は、保健所に喫煙可能室設置施設の届出をする必要があります。

※喫煙可能室設置に係る部分は補助の対象外です。

4 申請から補助金交付までの流れ



注) ・申請書類の提出先は、7ページを参照してください。
 ・「※」を付している通知等は県健康推進課から直接申請者に発送(振込)します。
 ・⑤と⑩の手続きは、以下の場合のみ必要です。
 ⑤変更申請(様式第4号)…交付決定後、補助事業に補助金の増額が伴う変更が生じる場合
 ⑩仕入控除税額報告書(様式第8号)…仕入控除税額が確定した場合

■申請・問い合わせ先

制度の詳細については、県健康推進課もしくはお近くの県保健所・支所へお問い合わせください。申請書の提出先は、次のとおりです。

施設の所在地	提出先	
岡山市、倉敷市	岡山県健康推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
		TEL 086(226)7328 FAX086(225)7283
玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町	備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17
		TEL 086(272)3950 FAX086(271)0317
備前市、赤磐市、和気町	備前保健所東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2
		TEL 0869(92)5179 FAX0869(92)0100
総社市、早島町	備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083
		TEL 086(434)7025 FAX086(425)1941
笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町、矢掛町	備中保健所井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5
		TEL 0865(69)1673 FAX0865(63)5750
高梁市	備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1
		TEL 0866(21)2835 FAX0866(22)8098
新見市	備北保健所新見支所	〒718-8550 新見市高尾2400
		TEL 0867(72)5691 FAX0867(72)8537
真庭市、新庄村	真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山591
		TEL0867(44)2991 FAX0867(44)2917
津山市、鏡野町、 久米南町、美咲町	美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114
		TEL 0868(23)0148 FAX0868(23)6129
美作市、勝央町、奈義町、 西粟倉村	美作保健所勝英支所	〒707-8585 美作市入田291-2
		TEL 0868(73)4055 FAX0868(72)3731